

2008(平成20)年6月19日

仙台市監査委員 殿

仙台市長措置請求書

請求人代表 仙台市民オンブズマン
代 表 十 河 弘

第1 請求の趣旨

仙台市が仙台市議会議員に対し、平成19年6月20日から平成20年6月19日までの間に議会の会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会で市長が定めるものに出席したときに費用弁償として支給した日額1万円は、違法・不当な公金の支出であるので、仙台市長に対し、仙台市が仙台市議会議員になしたかかる違法不当な支出により仙台市が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 仙台市議会議員の費用弁償規定

仙台市議会議員は、地方自治法203条1項、5項、仙台市「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」第4条に基づき、月額840,000円の報酬を支給されているが、別途、法203条3項、5項、同条例第14条3項、費用弁償支給要綱第2条に基づき、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会で市長が定めるものに出席したときに費用弁償として日額1万円の支給を受けている。

2 費用弁償の支給状況

仙台市は、60名の仙台市議会議員に対し、本会議、特別委員会、常任委員会、議員運営委員会等への出席の度に日額1万円を支給している。

平成20年第1回定例会における支給状況は、別紙事実証明書1のとおりであり、合計11,600,000円が支給されている。

平成19年度第2回定例会、第3回定例会、第4回定例会においても支給さ

れており、その他、毎月の委員会の出席者にも同様の支給がなされている。

3 仙台市内の交通実費

仙台市議会議員が本会議及び委員会に出席するために要する交通実費について検証した場合、参考となる市内の主要な交通機関の運賃は次のとおりである。

(1) JR

仙台～作並 480円(JR乗車券・片道・36.4km)

(2) 仙台市営バス

市内中心部 100円(仙台市営バス・100円パック)

(3) 地下鉄南北線

泉中央～富沢 350円(片道・約28分・14.8km)

4 本件支出の違法・不当性

(1) 費用弁償の意義

議員に対する日額1万円の支給は、地方自治法203条3項にいう「職務を行うために要する費用」にはあたらない。同条例は法203条3項の解釈を誤ったものというべきである。

ア 費用弁償とは、法207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うため支給される金銭をいう。費用弁償は、実費の弁償に他ならないから、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける「実額方式」を採るのが建前である。

仮に、手続きの煩雑さ、経費の増大等といった「実額方式」の短所を考慮し、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するとき一定額を費用弁償として支給する「定額方式」を採ることが許されるとしても、それは社会通念上、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。

イ 仙台市議員が費用弁償として支給されている日額1万円は非課税扱いとされているところ、費用弁償とは、「実費弁償」たる本来の性質からして所得税法上の給与所得者の非課税所得の範囲内に限定されるべきである。

所得税法上、給与所得者に対しては、同法9条1項4号ないし6号において「一定の場合(職務を遂行するために勤務地を離れて旅行する場合など)の旅費や通勤手当」等につき非課税所得とする旨定めているが、それ以外の職業費を必要経費として認める考え方は採らず、一般的・概括的に

必要経費分として給与所得控除の制度を設けているにすぎない。

即ち、法203条3項が認めている費用弁償とは、給与所得者一般に認められている非課税給付であるところの「一定の場合の旅費や通勤手当」に限定されるべきであり、それ以外の支給は報酬に含まれるはずであって、費用弁償として支給することのできないものである。

(2) 裁量の逸脱・濫用

費用弁償は「実費弁償」であるところ、仙台市が議員の本会議及び委員会への出席に際して、実際に掛かる交通実費を考慮することなく、議員の既得権益という考慮すべきでない事情から、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠くことが明白であり、裁量を逸脱・濫用した違法・不当な公金支出というべきである。

また、同条例は、法203条により仙台市議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法な条例である。

ア「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許される」(最判平成2年12月21日)ものと解されているところ、「標準的な実費」とは、上記のとおり、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲の金額である。

少なくとも、仙台市議会においては、仙台市中心部から最も遠く、山間部に近い青葉区作並地区からのJR往復運賃は960円であるので、「標準的な実費」がこの金額を超えるものではない。

また、仙台市職員が自家用車等の交通用具を利用して通勤する場合に支給される「通勤手当」は、距離に応じ、月額5,000円から25,500円である(片道10km未満の場合6,900円)のに対し、平成20年第1回定例会において、仙台市議会議員は、一月当たり約10日本会議ないし委員会に出席して合計100,000円を支給されている。

議員が本会議ないし委員会に出席することは、「議員本来の職責」であるところ、本件支出が実費をはるかに上回り、極めて不合理で高額な支給であることは明らかである。

イ 2008年5月18日付け河北新報朝刊においても、居住地からの距離

とは関係ない定額支給であり、実際の交通費よりも異常に高額で不必要な支給であると紹介されている。

現在、費用弁償は全国的に見直しが図られており、北海道では昨年10月までに、道内35市のうち31市が廃止を決定している。(別紙事実証明書4)

議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、議員報酬の他に日額1万円といういわば日当の支給を受けているということは、一般市民の感覚からは乖離しているものと言うほかなく、支給の不合理性は明白である。

ウ 仙台市長は、執行機関の長の基本的義務として、長は「自らの判断と責任において」事務の誠実な管理と執行をしなければならないところ(法138条の2)、本件条例の公布後本件支出までの間に、法149条5号の「会計を監督する」権限を行使して違法支出にならぬよう是正措置を講ずることができたのに、これを行使しなかった。

(3) 条例の違法性

仙台市議会議員に対し日額1万円の費用弁償の支給を定めた本条例は、「実費弁償」に限って費用弁償を認めた法203条に反する違法な条例である。

ア 仙台市民オンブズマンが仙台市に対し日額1万円の算定根拠の開示を求めたところ、仙台市に算定根拠を記した文書は存在しなかった(別紙事実証明書2)。即ち、仙台市議会は、本条例を制定するにあたって、交通実費その他の「標準的な実費」を算定するに不可欠な事情を一切考慮していないのである。

イ 前述のとおり、費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うための「実費弁償」いう。日額1万円の費用弁償は、仙台市議会議員が議会に出席するに際して実際に要する費用に鑑みても、極めて高額であり「標準的な実費」とは到底評価できない。本条例は、法203条の許容する「実費弁償」とは認められず違法である。

以上のとおり、仙台市議会議員に対する日額1万円の費用弁償は違法・不当な公金支出にあたる。

5 結論

議会がその議員の報酬を定めるのは、いわばお手盛りであり、不当に高額な報酬を定めることが懸念される。事実、仙台市議会議員は、月額840,000円という市民の目から見れば極めて高額な報酬を支給されている。更に、政務調査費や費用弁償の名目で実質的な報酬を支給されているのである。

議員が議会の本会議及び委員会へ出席する際に支給される日額1万円は、その金額からしても交通費実費を大きく超え、費用弁償としての支給を基礎付ける必要性・合理性を著しく欠いている。そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性はないのである。仮に支給するにしても交通費等の実費支給によるべきである。

議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、その都度、仕事の質や成果、働き振りに関係なく日額1万円のいわば日当の支給を受けることは、「報酬の二重取り」「出面取り」であり、議員のお手盛りの弊害・既得権益であると言わざるを得ない。

よって、地方自治法242条1項、4項に基づき、仙台市長に対して、違法不当な支出により仙台市が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

第3 請求人

別紙請求人目録記載のとおり

第4 事実証明書

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 事実証明書1 | 仙台市議会平成20年第1回定例会費用弁償支給額一覧 |
| 2 | 事実証明書2 | 公文書非開示決定通知書 |
| 3 | 事実証明書3 | 河北新報記事(2008年5月18日付け) |
| 4 | 事実証明書4 | 日刊政経記事(2008年1月21日付け) |

以上